

【 障 害 児 相 談 支 援 】 0歳から18歳までが対象

- 支援学校や支援学級に通学されている0歳から18歳の方。
- 発達障害や精神発達遅滞等と診断されている0歳から18歳の方。
- 重症心身障害児、医療的ケアが必要な0歳から18歳の方。

障害児通所サービス（連携先福祉サービス事業所により提供されます）

- 児童発達支援（0歳～就学前）
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 放課後等デイサービス（就学後、高校卒業まで）
- 地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴事業 等）

※ 入所サービスにつきましては対象外となっております。